

白糸の滝ふれあいの里駐車場有料化に関する サウンディング型市場調査実施要領


令和8年4月20日

1 調査の目的

糸島市では、市有財産の有効活用を図るとともに、白糸の滝周辺で発生する渋滞の緩和や税外収入の確保などにより持続可能な観光地づくりを進めるため、白糸の滝ふれあいの里駐車場を有料時間貸駐車場とすることを検討しています。

つきましては、民間事業者の経験やノウハウを生かした具体的なお意見やご提案をいただくことで、白糸の滝ふれあいの里の運営との均衡を図りながら、効率的かつ効果的な駐車場運営に資する方策を検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。

2 対象用地の概要

名称				
白糸の滝ふれあいの里				
所在地				
糸島市白糸 460 番地 1 他				
駐車場の現況				
平面駐車場				
駐車場名	所在地	区分	駐車台数	面積 (参考値)
白糸の滝第1駐車場	糸島市白糸 452-13	山林	約 30 台	約 300 m ²
	糸島市白糸 458-6	山林		約 1,200 m ²
白糸の滝第2駐車場	糸島市白糸 452-5	山林	約 40 台	約 380 m ²
	糸島市白糸 458-1	山林		約 600 m ²
白糸の滝第3駐車場	糸島市白糸 258-6	山林	約 10 台	約 400 m ²
※ 上記駐車場から離れた場所に、第4 (10台)、第5駐車場 (50台) 有り【有料化予定なし】				
土地の状況				
糸島市所有、都市計画区域外				

3 白糸の滝ふれあいの里への入込客数及び渋滞の状況

(1) 入込客数

【令和7年度】245,275人 ※令和8年2月末時点

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,103	20,669	20,018	64,897	84,790	30,252	12,855	3,600	918	441	732	集計中

※ 施設の長寿命化工事に伴い、11月から翌年2月まで店舗での物販等を行っていません。

【令和6年度】262,772人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,303	25,735	20,390	47,152	105,036	38,489	9,033	5,565	1,417	681	1,130	2,841

【令和5年度】193,159人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,416	16,392	11,978	33,187	80,210	27,118	7,998	5,543	920	598	1,533	2,266

- ※ 各駐車場の駐車台数は把握していません。
- ※ 来訪者の移動手段には、自動車以外も含まれます。
- ※ 駐車車両については、普通車、中型バス、オートバイを想定しています。

(2) 渋滞の状況

発生時期：7月から8月の夏休み期間中、特にお盆休暇の週末がピーク

発生状況：① 混雑のピーク時、駐車場の空きを待つ車列が2kmを超え、最大で2時間30分程度の待ち時間が発生

② 白糸の滝へ向かう林道を超え、県道前原富士線まで渋滞が伸びることで、佐賀市富士町への通行に支障が生じている。

4 サウンディング調査スケジュール

実施要領の公表	令和8年4月20日(月)
サウンディング参加申込み期限	令和8年5月8日(金)
サウンディング実施日時及び場所の通知	令和8年5月11日(月)
サウンディングの実施	令和8年5月13日(水)～14日(木)
サウンディング実施結果概要の公表	令和8年6月上旬

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

白糸の滝ふれあいの里駐車場運営事業の実施主体となる意向及び駐車場運営の実績を有する法人、又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中の者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てをする等、経営状況が著しく不健全な者

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がある者

(2) サウンディングの項目

- ① 下記の契約形態それぞれに関する事業者のメリット・デメリットについて
 - ア 賃貸借契約
 - イ 駐車場運営業務委託契約
 - ウ 指定管理制度による契約
- ② 駐車場有料化の渋滞緩和への効果・寄与度について
- ③ 駐車場有料化による白糸の滝ふれあいの里への影響について
 - ア 滞在時間・回転率
 - イ 物販の売上等
- ④ 当該土地で有料駐車場を運営する際の課題について
- ⑤ 当該土地で最も効率的かつ効果的な駐車場有料化のための設備等について
- ⑥ 料金設定や徴収方法、年間収支の見込額
- ⑦ 災害時や事故発生時等の緊急時対応及び業務継続について
- ⑧ 駐車場法、その他法令に基づく懸念事項について
- ⑨ 付加価値として提案可能な業務について
- ⑩ その他渋滞解消に向けた効果的な方策について
- ⑪ 契約締結までのスケジュール及び必要な設備等の準備期間について
- ⑫ プロポーザルによる提案募集の際、市から提示してほしい資料や要望について

6 サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のサウンディング申込書に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、期日までに申込書を電子メールにて提出してください。

- ① 申込受付期間 令和8年4月20日（月）～5月8日（金）
- ② その他 参加希望日時は、必ず複数の候補日を明示してください。

(2) サウンディングの実施

- ① 実施日 令和8年5月13日（水）～5月14日（木）の期間中
- ② 所要時間 30分～1時間程度
- ③ 会場 糸島市役所
- ④ その他
 - ・ 参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。
 - ・ 参加人数は、原則5名以内としてください。
 - ・ ヒアリングシート等の説明資料を5部ご持参ください。

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

参加申込をいただいた法人担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。

なお、希望の日時に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。

なお、参加事業者の名称は公表しません。

また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8 申し込み・問い合わせ先

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 経済振興部 ブランド政策課 観光振興係 担当：岡本、中村

電 話：092-332-2080（直通）

メール：brand@city.itoshima.lg.jp